

別 紙

訴 状

東京地方裁判所 民事部 御中

2021年4月26日

原告ら訴訟代理人 弁護士 藤 森 克 美

当事者 別紙当事者目録の通り

不当利得請求権行使請求事件

訴訟物の価額 算定困難

貼用印紙額 金1万3000円

請求の趣旨

1. 被告国は、**A** に対し金4942万6514円及び各金員に対する2020年6月19日以降支払済みに至るまで年3分の割合による金員を被告国に支払うよう請求せよ。
 2. 訴訟費用は被告国の負担とする。
- との判決を求める。

請求の原因

第1 原告の属性

- 1 原告ら6名は、広島県民であり、納税者である。そして、広島市の市民団体「**B**」の会員である。「**B**」は、**A** 参院議員(広島選挙区)が2019年7月の参院選で車上運動員に公職選挙法の規定を超える日当を支払っていた疑惑が週刊誌で報道されたことを受け、2019年11月に県内の有権者によって立ち上げられた市民団体であり、会員は10名程である。主な活動として、2019年12月2日に **C**・**A** を公職選挙法違反の買収罪で広島地方検察庁に刑事告発をした(告発者は「

B 』と呼びかけに賛同した広島県内の有権者の合計561名)。2020年9月2日には現金を受け取った被買収議員ら100人の刑事処分を求めて広島地方検察庁に刑事告発をした(告発者は「**B**」と呼びかけに賛同した広島県内の有権者の合計481名)。2021年2月9日には **D** 前参院議員や **E** 衆院議員ら5人の刑事処分を求めて広島地方検察庁に刑事告発をした(告発者は「**B**」と呼びかけに賛同した広島県内の有権者の合計18名)。

- 2 (1) 原告 **F** は、▲ 年▲月▲ 日生まれである。「**B**」の事務局長である。
- (2) 原告 **G** は、▲ 年▲月▲ 日生まれである。
- (3) 原告 **H** は、▲ 年▲月▲ 日生まれである。
- (4) 原告 **I** は、▲ 年▲月▲ 日生まれである。
- (5) 原告 **J** は、▲ 年▲ 月▲ 日生まれである。
- (6) 原告 **K** は、▲ 年▲月▲ 日生まれである。

第2 本件の概要

- 1 **A** (以下「**A**」という)参院議員(広島選挙区)が初当選した2019年7月の参院選を巡り、票の取りまとめなどを依頼する趣旨で地元の地方議員や首長94人に計約2570万円を提供したとして、東京地検特捜部は2020年6月18日、夫で衆院議員の **C** (以下「**C**」という)元法相(広島3区)と **A** 容疑者を公職選挙法違反(買収)容疑で逮捕勾留した。
- 2 7月8日両名は起訴されたが、起訴状などでは、**C** 容疑者は、**A** 容疑者が広島選挙区(改選定数2)の自民党公認候補に決まった直後の2019年3月下旬頃から選挙直後の8月上旬頃の間、票の取りまとめや投票を依頼する趣旨で、広島県議や地元の首長、後援会関係者ら100人に計約2900万円を提供。**A** 容疑者も5人分計170万円について共謀したなどとされている。
- 3 東京地裁は **A** につき2021年1月21日、公職選挙法違反(買収など)で懲役1年4カ月、執行猶予5年、公民権停止5年の有罪判決を宣告した。

- 4 2021年2月3日、**A** は **L** 参院議長に議員辞職願を提出し、同日の参院本会議で許可された。

第3 **A** が受領した歳費・期末手当・文書通信交通滞在費

2021年4月6日付読売新聞の夕刊によると、**A** が当選した2019年7月以降、**A** に支給された給与に当たる歳費は2119万8939円、ボーナスに当たる期末手当は822万7575円（3回支給）、文書通信交通滞在費は2000万円の合計4942万6514円であると報道されている（甲1）。

第4 原告ら代理人藤森克美弁護士が取得した東京高裁雛形要松裁判長判決

- 1 原告ら代理人藤森克美弁護士は2001年11月28日東京高裁第9民事部雛形要松裁判長の下で静岡県焼津市議で公選法違反（当選人による買収）で逮捕勾留起訴され有罪判決を受け、当選無効が確定するに先立ち、市議会に辞表を提出し、辞任が許可されたが、当選後から辞任許可されるまでの期間に係る議員報酬と期末手当の支給を受けた事案で、同裁判長は以下のとおり判示した（甲2）。

- ① 公職選挙法251条による当選無効の場合には、遡及的に当選の効果が失われ、当該議員は、初めから議員としての地位を取得しなかったことになるものと解される。
- ② 新任期中に、被控訴人が果して「議員活動」をしたということが出来るか、根本的な疑問を禁じ得ない。
- ③ 被控訴人が上記各議案の提案者に名を連ねたことにより焼津市が利益を得たということは到底できないものである。
- ④ 対価となるべき「議員活動」を行わず、何ら議員としての資格を有しないのに本件報酬等の支給を受けたものであり、これを要するに、被控訴人が支払いを受けた本件報酬等は、法律上の原因なくして利得したものと いわざるを得ない。

第5 公選法221条違反で禁固刑以上の刑が確定した国会議員に対する扱い

- 1 (1) 公選法221条の買収罪を犯し刑に処せられた者の当選は無効となる（同法251条）。
- (2) よって **A** の当選は無効となる。

2 (1) 国会法 109 条は「各議院の議員が法律に定めた被選の資格を失ったときは、退職者となる」と定める。国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という）4 条 1 項は、「議長、副議長及び議員が、任期満限、辞職、退職又は除名の場合には、その日までの歳費を受ける」とある。

(2) しかしながら、買収という民主主義の根幹を揺るがす最も悪質な選挙犯罪を犯して当選無効となった議員は国会法 109 条にいう「退職者」には該当しないというべきである。その解釈が正しい場合、買収議員は歳費法 4 条 1 項の適用は受けず、受領した歳費、期末手当、文書通信交通滞在費は不当利得ということになる。

(3) よって A に支払われた歳費、期末手当、文書通信交通滞在費は合計 494 万 2 千 651 円につき不当利得として国は A に対し返還請求権を有する。

第 6 原告適格性

地方議員たる特別公務員の場合は、上記雛形要松裁判長判決にあるとおり、当選無効となった日の翌日から辞職した日までの議員報酬請求権を失う。同じく特別公務員である国会議員の歳費請求権の得喪に関して、地方議員と異なる特別扱いをする合理的理由はない。買収の罪で有罪確定した地方議員に対し、議員報酬を不当利得として返還を求める権利は地方自治法の監査請求制度や住民訴訟制度で具体的に保障されている。その制度は憲法 15 条 1 項に由来していると考えられる。現状国会議員に対しては原告適格を問わない客観訴訟としての「公金検査請求訴訟」ないし「納税者訴訟」は未だ法定されていないが、納税者がかかる悪質な買収議員に対して地方議員に対する住民訴訟と同様の訴提起を許さないとすれば、憲法 14 条に反するのであるから、原告適格ありとすべきである。

第 7 結論

よって、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

別紙（証拠方法，附属書類及び当事者目録）については記載を省略。